

東京都中小企業者賃上げ応援助成金条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、物価高騰に歯止めがかからない状況に鑑み、中小企業者に対して、中小企業者賃上げ応援助成金（以下「助成金」という。）を支給することにより、物価高騰を上回る賃金の引上げ及び人材確保の推進を図り、もって地域経済の好循環及び活性化に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 東京都（以下「都」という。）の区域内で事業活動を行う中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者で東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

二 賃金 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。

三 従業員 労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

（支給対象）

第三条 この条例により助成金の支給を受けることができる者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる要件を満たす賃金の引上げを行った中小企業者とする。

一 一時間当たりの賃金の額を五十円以上引き上げていること。

二 一時間当たりの賃金の額が、最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。）の額に五十円を加えた額以上であること。

三 前二号の要件を満たす一時間当たりの賃金の額を一年間継続する見込みがあること。

（支給額）

第四条 助成金の支給額は、前条各号に定める要件に該当する賃金の引上げを行った従業員一人につき十二万円とする。ただし、一中小企業者当たりの支給額の上限は、二百四十万円とする。

(申請)

第五条 この条例による助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(決定)

第六条 知事は、前条の規定による申請があったときは、予算の範囲内において、規則で定めるところにより、助成金の支給の適否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(支給)

第七条 知事は、前条の規定により助成金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、規則で定めるところにより、一回に限り助成金を支給する。

2 知事は、前項に定める助成金の支給を迅速かつ適切に行わなければならない。

(報告)

第八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、支給決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

(決定の取消し)

第九条 知事は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

二 助成金の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規定に違反したとき。

(返還)

第十条 知事は、前条の規定により助成金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和十年九月三十日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第五条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

(検討)

3 都は、この条例の施行の状況、物価高騰の状況及び都の区域内において健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要となる生計費の調査その他地域経済に関する調査の結果について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(提案理由)

中小企業者に対して、中小企業者賃上げ応援助成金を支給することにより、物価高騰を上回る賃金の引上げ及び人材確保の推進を図る必要がある。